

# 総法研だより

## —行政法研究部会—

総合法律研究所 行政法研究部会

部会長 海野 仁志 (62期)

### 1 定例部会

当部会では、原則として毎月第3水曜日の午後5時から、定例部会（研究会）を開催しています。定例部会では、部会員が各々の関心のある事件・事項や担当した事件等を報告し、参加者全体で議論しています。令和5年の定例会において取り上げられた主な題材は、次のとおりです。

- ①納骨堂の経営許可処分取消請求に係る近隣住民の原告適格について（大阪高裁令和4年2月10日判決）
- ②国内書面に係る手続却下取消処分請求事件（知財高裁令和4年1月24日判決）
- ③勧告違反の公表を受けた介護支援事業者による損害賠償請求事件について（大阪地裁令和3年8月27日判決）
- ④二酸化炭素の排出に起因する地球温暖化によって健康等に係る被害を受けると主張する者は電気事業法46条の17第2項の規定に基づく通知の取消訴訟の原告適格を有するかについて（大阪地裁令和3年3月15日判決）
- ⑤公物の時効取得について
- ⑥自治体から有償での委嘱を受けた者の当該委嘱に係る業務に関する事故等の負担・補償についての考え方
- ⑦都知事による新型インフルエンザ等対策特別措置法45条3項に基づく営業時間短縮命令に違法性が認められた事例（東京地裁令和4年5月16日判決）
- ⑧山口県が高級車を公用車として購入し代金を支出したことについて違法性は認められないとした事例（令和5年5月10日広島高裁判決・同年10月6日最高裁不受理決定）
- ⑨過誤支給された補助金の返還請求について（最高裁令和3年6月4日判決に関連して）

当部会は行政法分野の専門家集団（市民・事業者側と行政側の双方。公務員経験者や行政機関に組織内

弁護士として勤務する部会員なども所属しています。）であり、制度論・解釈論から実務的な問題点まで様々な視点から議論しています。定例部会に参加することにより、勉強になるだけでなく、行政法分野へ取り組みを継続する刺激にもなると思います。

### 2 定例部会以外の活動等

当部会は、一弁における行政関係の事案の窓口となっており、日弁連や東京三会の業革関係の活動に関与できる機会があります。令和4年度は、三会が協力して受任した港区包括外部監査に、当部会から補助者として2名が参加しており、令和6年度も1名が補助者として参加する予定です。

### 3 その他

当部会の事業計画では、活動内容について「当面は、部会内の勉強会から活動を開始しつつ、徐々に活動領域を拡大して、将来的には裁判所、法務省や地方公共団体の訟務部門、さらに大学、法科大学院とも共同で座談会や研究会を開催していくことを目指す。外部講師（東京地裁行政部裁判官、東京法務局職員、自治体職員等、自治体賠償保険の保険会社）を招いた部会内研修、視察（弁護士を多く採用している地方公共団体等）を実施すること、また、当部会主催による外部研修の実現に向けた勉強会を実施することも検討する。」としており、令和4年度には外部講師として、議員立法を支える衆議院法制局職員を招いた部会内研修を実施しました。今後も機会を見て外部講師を招きたいと考えております。

行政法分野に意欲と関心のある会員の皆様の入会をお待ちしております。

当部会にご関心をお持ちの方は、業務推進第二課（03-3595-8582）までお問い合わせください。多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。